

四天王寺大学短期大学部学位規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条の規定に基づき、四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、次の通りとする。

保育科	「保育」
生活ナビゲーション学科	
ライフデザイン専攻	「ライフデザイン」
ライフケア専攻	「ライフケア」

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、本学学則第 24 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 学長は前条に基づき、学位を授与できると認められた者に対して、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第 5 条 短期大学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「四天王寺大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第 6 条 学位を授与された者に、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったとき、学長は教授会の議を経て、その学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表する。

附 則

- 1 本規程は平成 18 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 19 年度以前の入学生については、第 2 条の規定にかかわらず「学位」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 3 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生については、第 2 条の規定にかかわらず「学位」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 4 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学生については、第 2 条の規定にかかわらず「学位」の取り扱いは、なお従前の例による。